

インバウンドの誘客につなげる三重の食魅力発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名 インバウンドの誘客につなげる三重の食魅力発信事業業務委託

2 事業主体 三重県

3 委託業務の目的

農林水産業を取り巻く環境は、人口減少等による国内市場の縮小や、物価高騰、生産者の高齢化など、厳しさを増している中、農林水産業の持続的な発展に向け、急成長するインバウンド需要を取り込み、県産農林水産物の利用拡大を図る必要がある。

そこで、海外メディア等をターゲットとしたプロモーションを実施し、各国のメディアを通じて、インバウンドへの三重の食の魅力を情報発信することで、本県への誘客を促し、農林水産業の活性化につなげる。

4 契約期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

5 委託業務の内容

（1）海外メディア等へのプレスツアーの実施

インバウンドの誘客を目的として、海外メディア等を対象に、三重県内の食に関連した観光施設及び飲食店等へのプレスツアーを実施すること。

また、実施にあたっては以下の条件を満たすこと。

①実施時期及び日程

- ・令和8年11月から令和9年2月までの間に実施すること。なお、具体的な日時については、契約締結後県と協議のうえ別途決定する。
- ・日程は1泊2日とし、三重県内で宿泊すること。

②プレスツアーに参加する海外メディア等（以下、被招請者）の招請

- ・被招請者の選定及び連絡調整を行うこと。
- ・被招請者の対象とするメディアは、新聞、雑誌、WEBメディアやインフルエンサー等幅広いジャンルから選定し、少なくとも5社5名以上招請すること。なお、WEBメディアであれば月間100万PV数以上のメディア、インフルエンサーであればフォロワー数10万人以上の者を招請すること。また、国内に駐在している海外メディアの招請も可とする。
- ・被招請者のうち、米国、台湾を対象としているメディアをそれぞれ1社以上含むこと。
- ・被招請者に対して、プレスツアー実施後3か月以内に、各保有する媒体において、

本ツアーにかかる記事を掲載するよう、最大限促すこと。

- ・被招請者の交通費、宿泊費、食事代、体験コンテンツ費等は委託費に含む。なお、県外から参加する被招請者においては、県外から県内までの移動手段の手配及び移動にかかる費用についても委託費に含む。

③プレスツアーの行程

- ・被招請者が記事の作成及び掲載ができるよう、インバウンドの誘客効果の高い三重の食の魅力を最大限にPRできる施設を、ツアー方式で訪れる行程を組み、実施すること。
- ・当事業については、羽田空港や関西国際空港等の国内の拠点空港から三重県へ訪れるインバウンドの誘客を想定しているため、海外から訪れる被招請者に対しては、本県への効果的な誘客に繋がる移動ルートにて来県できる旅行行程になるよう工夫すること。
- ・プレスツアーでは、三重の食の魅力を体験できる施設を、少なくとも県内4か所以上訪問すること。
- ・プレスツアー中の宿泊地は、三重県内の宿泊施設とすること。なお、宿泊施設にて、県産食材を使用した夕食等を提供する場合など、三重の食の魅力を体験できる施設として認められる場合は、前述の訪問施設数に計上可能とする。
- ・県内の移動にあたっては、被招請者及び関係者等が乗車可能なバスやジャンボタクシー等の車両及びドライバーを手配すること。また、有料道路通行料金や駐車場代等の諸経費も委託費に含む。
- ・プレスツアー実施中は通訳案内士を手配し同行させること。なお、被招請者全員が通訳不要な場合はこの限りではない。また、通訳案内士の手配にかかる費用は委託費に含む。
- ・円滑にプレスツアーを実施するため、スタッフ等を同行させ、適宜被招請者のフォローや施設等との調整及び対応を行うこと。

④その他

- ・被招請者全員について、国内旅行保険への加入を行うこと。
- ・プレスツアー実施後、被招請者が各媒体において作成し掲載された記事の内容について、事業実績報告書に記載のうえ、県へ提出すること。なお、契約期間終了時において記事が未掲載のメディアについては、以後記事が掲載された場合、県へ内容を提出すること。

(2) その他

上記に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施する

こと。

6 対象経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、報償費、会場使用料、資材費等）に限る。

7 著作物の利用および著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）および成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで発注者に譲渡すること。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2) の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) 及び (7) に規定する著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担

で対応するものとする。

8 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

9 納品する成果品

以下の資料を令和9年3月19日（金）までに、フードイノベーション課に紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM等）1式で提出して下さい。

(1) 事業実績報告書（A4判・カラー）

(2) 本業務において制作された資料等

(3) その他、県が成果品として提出を求めるもの

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

14 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

15 その他、受託上の留意点

(1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。

(2) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。

(3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

(4) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

(5) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

(6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

(7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。

(8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

(9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第一百八十条及び第一百八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。

- (10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (11) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。
- (12) 事業の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。
- (13) 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班

担当 瀬古

TEL 059-224-2391 FAX 059-224-2521

E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp